平成２９年（フ）第９５１号
大阪市住吉区長居東３丁目15番34号　ルミエール長居　103号
債務者　福谷エリカ
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８７号
大阪市城東区今福南４丁目10番３―407号、前住所大阪市都島区都島南通２丁目12番２―202号
債務者　井上　幸雄
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２１号
大阪市西成区玉出東２丁目11番18―301号
債務者　片山　晴弘
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７３号
大阪市西成区千本南１丁目15番10号　メゾン富地　２Ｃ
債務者　米丸　祐子（旧姓塩川）
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７９号
大阪府豊中市千里園２丁目３番20―202号
債務者　前川　　安
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０４号
大阪府吹田市泉町２丁目46番17号
債務者　後藤千鶴子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０７号
大阪市旭区千林１丁目１番28号メゾンドアメニタ401、前住所大阪市旭区千林２丁目12番25号
債務者　有馬　宣子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０９号
大阪市西成区花園北２丁目９番５号　２Ｆ８号
債務者　中島　隆弘
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
北海道稚内市宝来４丁目８番12号
債務者　刀根　　修
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第１２７号
さいたま市南区白幡４丁目７番２号　グリーンハイツコマ202号室
債務者　戸倉川八重子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
さいたま市見沼区大字大谷1548番地40
債務者　森　　敬
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
埼玉県三郷市采女１丁目113番地２　コーポ三郷采女、旧住所東京都江戸川区船堀４丁目11番11―302号　ラフィーネコート　タカツ
債務者　野中　香奈
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
千葉県山武郡九十九里町小関2233番地１
債務者　古川　龍子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
千葉県旭市仁玉547番地13　ラフォーレ旭203
債務者　行方　　翔
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
新潟県柏崎市諏訪町２番４号　内山アパート101号室
債務者　名塚あゆみ
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
新潟県小千谷市ひ生丙776番地６　石原坂ハイツ203号室、住民票上の住所新潟県長岡市青葉台５丁目45番地６
債務者　春日　雄一
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
新潟県十日町市川治1600番地１　フォンティーヌ壱番館202号室
債務者　霜垣　富雄
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係